

日本国と大韓民国との間の友好条約草案

外務省

（日本国と大韓民国との間の友好条約草案）

日本国と大韓民国との間の友好条約草案

第三条

(a) 日本国及び大韓民国は、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上に置くために、最恵国待遇及び内国民 遇の原則に一般的に基いている通商航海条約を締結するための交渉をなるべくすみやかに開始するものとする。

(b) 該当する条約が締結されるまで、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の後四年間、いずれの一方の当事国並びにその国民、産品及び船舶も、他方の当事国において、次の待遇を与えられる。（国民という語は、この条約で用いるときはいつても、法人を含む。）

(1) 貨物の輸入及び輸出に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

手お付けいし、いものたあ、

(2) 入国、旅行、滞在、居住及び出国に関する最恵国待遇。この待遇はすべての外国人に対して等しく適用される当該国の法令及び規則に従つて与えられる。

(3) 海運、航海及び輸人品に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びこれらのものの利益に関する内国民待遇。この待遇は税金の賦課及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、法人への参加並びに一般にすべての種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

また、各当事国の国営商企業の外に於ける売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(4) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際收支を保護する必要に基くもの又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応

金部
採録
は、本、附
ト、お、街

してあり、且つ決してまた不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものとは認めない。

海運、航海及び輸
入品に関する内国民
待遇並びに自然人、
法人及びこれらのもの
の利益に関する内国民
待遇。この待遇は税金
の賦課及び徴収、裁判
を受けること、契約の
締結及び履行、財産
権、法人への参加並び
に一般にすべての種類
の事業活動及び職業
活動の遂行に関する
すべての事項を含むもの
とする。